

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 銅 武 紀

香川県条例第28号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3条の2 大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び次条の規定にかかわらず、86万円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。	第3条の2 <u>医療職給料表(一)</u> の4級の職を占める職員で任命権者が人事委員会と協議して定めるもの及び大学教育職給料表の4級の職を占める職員で香川県立保健医療大学の学長の職にあるものの給料月額は、前条及び次条の規定にかかわらず、86万円を限度として人事委員会が定める。この場合において、その給料月額は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮したものでなければならない。
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第14条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,200円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、 <u>7,200円</u> ）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,300円（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては、 <u>10,800円</u> ）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。	第14条の2 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,200円（ <u>入院患者の病状の急変等</u> に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万円、人事委員会規則で定める <u>その他の特殊な業務</u> を主として行う宿日直勤務にあっては <u>7,200円</u> ）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で人事委員会規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,300円（ <u>入院患者の病状の急変等</u> に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては3万円、人事委員会規則で定める <u>その他の特殊な業務</u> を主として行う宿直勤務にあっては <u>10,800円</u> ）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。
2・3 略	2・3 略
別表第4（第3条関係）	別表第4（第3条関係）
ア 医療職給料表(一) 略	ア 医療職給料表(一) 略

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

略

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

略

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

略

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

略

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事、副知事、<u>病院</u>事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の給与、旅費及び退職手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事、副知事、<u>出納長</u>及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）の給与、旅費及び退職手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(退職手当)</p> <p>第6条 略 2 略 3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>病院</u>事業の管理者 <u>100分の35</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第6条 知事等が退職したときは、退職手当を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事等の受けける退職手当の額は、退職した日におけるその者の給料月額にその者の知事等としての在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の66</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の47</u></p> <p>(3) <u>出納長</u> <u>100分の35</u></p> <p>4・5 略</p>

(副知事の退職手当の特例)

第7条 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の適用を受ける国家公務員（以下この条において「国家公務員」という。）又は国家公務員から退職手当を支給されないで引き続いて退職手当条例職員となった者が退職手当を支給されないで引き続いて副知事となった場合におけるその者の在職期間には、その者の同法又は香川県職員退職手当条例に規定する職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定の適用を受ける者の受ける退職手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者の最終の任期に係る副知事（以下この項において「最終の職」という。）としての在職期間について、前条第3項及び第4項の規定により計算した額
 - (2) その者の最終の職以外の副知事としてのそれぞれの任期ごとの在職期間について、最終の職を退職した日における当該副知事の給料月額を基礎としてそれぞれ前条第3項及び第4項の規定を準用して計算した額の合計額
 - (3) 略
- 3 略

別表第1（第3条関係）

区分	給料月額		
略			
病院事業の管理者	92万円		
略			

別表第2（第5条関係）

区分	旅行雑費（1 日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜 につき）
		甲地方	乙地方	
略				
副知事 病院事業 の管理者	1,500円	14,800円	13,300円	3,000円

(副知事等の退職手当の特例)

第7条 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の適用を受ける国家公務員（以下この条において「国家公務員」という。）又は国家公務員から退職手当を支給されないで引き続いて退職手当条例職員となった者が退職手当を支給されないで引き続いて副知事又は出納長（以下この条において「副知事等」という。）となった場合におけるその者の在職期間には、その者の同法又は香川県職員退職手当条例に規定する職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前項の規定の適用を受ける者の受ける退職手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者の最終の任期に係る副知事等（以下この項において「最終の職」という。）としての在職期間について、前条第3項及び第4項の規定により計算した額
- (2) その者の最終の職以外の副知事等としてのそれぞれの任期ごとの在職期間について、最終の職を退職した日における当該副知事等の給料月額を基礎としてそれぞれ前条第3項及び第4項の規定を準用して計算した額の合計額
- (3) 略

3 略

別表第1（第3条関係）

区分	給料月額		
知事	1,285,000円		
副知事	98万円		
出納長	86万円		
常勤の監査委員	623,000円		

別表第2（第5条関係）

区分	旅行雑費（1 日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜 につき）
		甲地方	乙地方	
知事	1,650円	16,500円	14,900円	3,300円
副知事 出納長	1,500円	14,800円	13,300円	3,000円

常勤の監査委員					常勤の監査委員				
備考 略					備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。				

(香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、<u>水道局の企業職員の給与の種類及び基準を定めるもの</u>とする。</p> <p>(給与の種類) 第2条 水道局の企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略</p> <p>(非常勤職員の給与) 第19条 <u>水道局の企業職員で職員以外のもの</u>については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p><u>香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 略</p> <p>(非常勤職員の給与) 第19条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>

(香川県情報公開条例の一部改正)

第4条 香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(定義)

第2条 略

- 2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに香川県住宅供給公社、香川県道路公社及び香川県土地開発公社（以下「公社」と総称する。）をいう。

(公開の実施)

第16条 略

2～4 略

(手数料)

第17条 略

- 2 前項の手数料は、すべて前納とする。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事又は病院事業の管理者において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 知事又は病院事業の管理者は、第1項の手数料の減免に関する苦情の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該苦情の処理について香川県情報公開審査会の意見を聴くものとする。

(公社が行う公開に係る手数料)

第17条の2 略

2 略

- 3 前条第2項から第4項までの規定は、公社が行う公開に係る手数料について準用する。この場合において、これらの規定中「知事又は病院事業の管理者」とあるのは、「公社」と読み替えるものとする。

(定義)

第2条 略

- 2 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに香川県住宅供給公社、香川県道路公社及び香川県土地開発公社（以下「公社」と総称する。）をいう。

(公開の実施)

第16条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該公開決定に係る行政文書を公開しなければならない。

2～4 略

(手数料)

第17条 前条第1項の規定により実施機関（公社を除く。）が行う行政文書の公開を受けるものは、別表第2に掲げる額の手数料を県に納入しなければならない。ただし、公益のため必要があるものとして規則で定める場合は、規則で定めるところにより、これを減免することができる。

- 2 前項の手数料は、すべて前納とする。ただし、知事において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 知事は、第1項の手数料の減免に関する苦情の申出があった場合において必要があると認めるときは、当該苦情の処理について香川県情報公開審査会の意見を聴くものとする。

(公社が行う公開に係る手数料)

第17条の2 第16条第1項の規定により公社が行う行政文書の公開を受けるものは、前条第1項の手数料の額を参照して当該公社が定める額の手数料を当該公社に納入しなければならない。

2 略

- 3 前条第2項から第4項までの規定は、公社が行う公開に係る手数料について準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「公社」と読み替えるものとする。

(情報公開審査会)

第21条 略

2 略

3 審査会は、前2項に定めるもののほか、第17条第4項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により意見を求められた苦情の処理について、知事、病院事業の管理者又は公社に意見を述べることができる。

4～10 略

(情報公開審査会)

第21条 第18条の規定により諮問に応じて審査を行うため、香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 略

3 審査会は、前2項に定めるもののほか、第17条第4項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定により意見を求められた苦情の処理について、知事又は公社に意見を述べることができる。

4～10 略

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12)～(21)</u> 略</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 感染症等治療業務手当</u></p> <p><u>(13) 精神病治療業務手当</u></p> <p><u>(14) 夜間看護等手当</u></p> <p><u>(15) 死体取扱手当</u></p> <p><u>(16)～(25)</u> 略</p>
<p>(有害物等取扱手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 特に危険な病原体の研究又は検査の業務（環境保健研究センター、保健所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が行うものに限る。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(有害物等取扱手当)</p> <p>第5条 有害物等取扱手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 特に危険な病原体の研究又は検査の業務（環境保健研究センター、保健所、<u>病院</u>その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が行うものに限る。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 有害物等取扱手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号又は第3号に掲げる業務に従事した場合 従事した日 1</p>

日につき320円

(2) 前項第2号に掲げる業務に従事した場合 従事した日1日につき290円

(精神保健福祉業務手当)

第11条 精神保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 精神保健指定医である職員が精神障害の有無又は精神障害のため入院を必要とするかどうかの判定の業務に従事した場合
- (2) 健康福祉部、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事した場合
- (3) 略

2 略

(臨床業務手当)

第13条 臨床業務手当は、精神保健福祉センターに勤務する医師が臨床に関する業務に従事したときに支給する。

2 略

(精神保健福祉業務手当)

第11条 精神保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 精神保健指定医である職員(第15条の規定により精神病治療業務手当を受ける職員を除く。)が精神障害の有無又は精神障害のため入院を必要とするかどうかの判定の業務に従事した場合
- (2) 健康福祉部、保健所、精神保健福祉センター又は病院に勤務する職員が精神保健指定医の診察の立会い又は入院のための患者の移送の業務に従事した場合
- (3) 略

2 精神保健福祉業務手当の額は、従事した日1日につき290円とする。

(臨床業務手当)

第13条 臨床業務手当は、県立病院、がん検診センター又は精神保健福祉センターに勤務する医師又は歯科医師が臨床に関する業務に従事したときに支給する。

2 臨床業務手当の額は、従事した日1日につき1,200円とする。

(感染症等治療業務手当)

第14条 感染症等治療業務手当は、病院に勤務する職員(次条の規定により精神病治療業務手当を受ける職員を除く。)が感染症病棟、感染症病室又は結核病棟において、直接、患者に接する業務に従事したときに支給する。

2 感染症等治療業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 医師 従事した日1日につき350円
- (2) 感染症病棟、感染症病室又は結核病棟において常時勤務する看護師又は准看護師 1月につき当該職員の給料月額の100分の3に相当する額(その額が11,000円を超えるときは、11,000円)
- (3) その他の職員 従事した日1日につき290円

(精神病治療業務手当)

第15条 精神病治療業務手当は、丸亀病院に勤務する職員が精神障害者に接

して治療業務に従事したとき、又は精神病棟において、直接、精神障害者に接する業務に従事したときに支給する。

2 精神病治療業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 医師 1月につき当該職員の給料月額の100分の6に相当する額（その額が30,800円を超えるときは、30,800円）
- (2) 看護師（給与条例第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額を受ける職員に限る。）又は判定若しくは相談の業務に従事する保健師 1月につき当該職員の給料月額の100分の3に相当する額（その額が12,400円を超えるときは、12,400円）
- (3) 看護師（前号に規定する看護師を除く。）又は准看護師 1月につき当該職員の給料月額の100分の6に相当する額（その額が22,000円を超えるときは、22,000円）
- (4) 看護業務を補助する職員 1月につき当該職員の給料月額の100分の9に相当する額（その額が32,400円を超えるときは、32,400円）
- (5) 判定又は相談の業務に従事する職員（保健師を除く。）、作業療法士又は病棟婦 1月につき当該職員の給料月額の100分の6に相当する額（その額が21,600円を超えるときは、21,600円）
- (6) その他の職員 従事した日1日につき530円

（夜間看護等手当）

第16条 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、看護師又は准看護師が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護業務又は救命救急センターにおける救急医療に関する業務に従事した場合
- (2) 病院に勤務する給与条例第3条第1項第4号に規定する医療職給料表の適用を受ける職員で人事委員会規則で定めるものが正規の勤務時間以外の時間において、人事委員会規則で定めるところにより、救急医療等に関する業務に従事した場合

2 夜間看護等手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 勤務1回につき6,800円

イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 深夜における勤務時間が2時間未満の場合 勤務1回につき2,000円

(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合 勤務1回につき2,900円

(ウ) 深夜における勤務時間が4時間以上の場合 勤務1回につき3,300円

(2) 前項第2号に掲げる場合 勤務1回につき1,240円

3 第1項第1号に規定する業務のため、職員（歩行により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び給与条例第10条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定により通勤手当を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため県の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の全部又は一部を県が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における夜間看護等手当の額については、前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

(1) 通勤距離が片道5キロメートル未満の場合 勤務1回につき380円

(2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の場合 勤務1回につき760円

(3) 通勤距離が片道10キロメートル以上の場合 勤務1回につき1,140円

（死体取扱手当）

第17条 死体取扱手当は、病院に勤務する職員が死体の解剖若しくはその補助作業又は死体の清しき納棺作業に従事したときに支給する。

2 死体取扱手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 死体の解剖又はその補助作業に従事した場合 死体1体につき900円

(2) 死体の清しき納棺作業に従事した場合 死体1体につき540円

第14条～第23条 略

(併給禁止)

第24条 家畜保健衛生業務手当が支給される日においては、第22条第1項第7号及び第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は、支給しない。

2・3 略

(支給額の特例)

第25条 社会福祉業務手当、児童福祉業務手当、知的障害者福祉業務手当、職業訓練業務手当又は農業経営者養成手当を受ける職員がその月において6日（人事委員会規則で定める日を除く。）以上勤務しなかった場合には、人事委員会規則で定めるところにより、減額してこれらの手当を支給する。

(再任用職員についての特例)

第26条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

第10条第2項第2号イ 略

第18条～第27条 略

(併給禁止)

第28条 家畜保健衛生業務手当が支給される日においては、第26条第1項第7号及び第8号に掲げる業務に係る特殊現場作業手当は、支給しない。

2・3 略

(支給額の特例)

第29条 社会福祉業務手当、感染症等治療業務手当、精神病治療業務手当、児童福祉業務手当、知的障害者福祉業務手当、職業訓練業務手当又は農業経営者養成手当を受ける職員がその月において6日（人事委員会規則で定める日を除く。）以上勤務しなかった場合には、人事委員会規則で定めるところにより、減額してこれらの手当を支給する。

(再任用職員についての特例)

第30条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に対する次の表の左欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略

第10条第2項第2号イ	略	
<u>第14条第2項第2号イ</u>	<u>11,000円</u>	<u>11,000円に勤務割合を乗じて得た額</u>
<u>第15条第2項第1号</u>	<u>30,800円</u>	<u>30,800円に勤務割合を乗じて得た額</u>
<u>第15条第2項第2号</u>	<u>12,400円</u>	<u>12,400円に勤務割合を乗じて得た額</u>
<u>第15条第2項第3号</u>	<u>22,000円</u>	<u>22,000円に勤務割合を乗じて得た額</u>
<u>第15条第2項第4号</u>	<u>32,400円</u>	<u>32,400円に勤務割合を乗じて得た額</u>
<u>第15条第2項第5号</u>	<u>21,600円</u>	<u>21,600円に勤務割合を乗じて得た額</u>

<u>第14条第2項第1号</u>	略	<u>第18条第2項第1号</u>	11,900円	11,900円に勤務割合を乗じて得た額
<u>第14条第2項第2号</u>	略	<u>第18条第2項第2号</u>	43,200円	43,200円に勤務割合を乗じて得た額
<u>第15条第2項第1号</u>	略	<u>第19条第2項第1号</u>	11,900円	11,900円に勤務割合を乗じて得た額
<u>第15条第2項第2号 ア</u>	略	<u>第19条第2項第2号 ア</u>	43,200円	43,200円に勤務割合を乗じて得た額
<u>第15条第2項第2号 イ</u>	略	<u>第19条第2項第2号 イ</u>	32,400円	32,400円に勤務割合を乗じて得た額
<u>第15条第2項第3号 ア</u>	略	<u>第19条第2項第3号 ア</u>	33,000円	33,000円に勤務割合を乗じて得た額
<u>第15条第2項第3号 イ</u>	略	<u>第19条第2項第3号 イ</u>	22,000円	22,000円に勤務割合を乗じて得た額
<u>第16条第2項</u>	略	<u>第20条第2項</u>	25,200円	25,200円に勤務割合を乗じて得た額
<u>第17条第2項</u>	略	<u>第21条第2項</u>	25,200円	25,200円に勤務割合を乗じて得た額
第27条 略		第31条 略		

(香川県職員倫理条例の一部改正)

第6条 香川県職員倫理条例（平成13年香川県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義等)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 管理職員 教育長並びに職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第22条に規定する管理職手当の支給を受ける職員、<u>香川県水道局</u></p>	<p>(定義等)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 管理職員 教育長並びに職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第7条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第22条に規定する管理職手当の支給を受ける職員、<u>香川県企業職</u></p>

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員、香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年香川県条例第5号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

(4) 略

2 略

員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年香川県条例第4号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。

(4) 略

2 略

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（水道局企業職員給与条例及び病院局企業職員給与条例の適用除外等）</u></p> <p>第7条 <u>香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（昭和43年香川県条例第4号。以下「<u>水道局企業職員給与条例</u>」という。）第3条から第6条まで、第6条の3、第9条から第11条まで及び第14条並びに<u>香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（平成19年香川県条例第5号。以下「<u>病院局企業職員給与条例</u>」という。）第3条から第6条まで、第8条、第12条から第14条まで及び第18条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付企業職員に対する<u>水道局企業職員給与条例</u>第2条第3項及び第12条の2並びに<u>病院局企業職員給与条例</u>第2条第3項及び第16条の規定の適用については、<u>水道局企業職員給与条例</u>第2条第3項及び<u>病院局企業職員給与条例</u>第2条第3項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、<u>水道局企業職員給与条例</u>第12条の2中「職員で」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員で」とする。</p>	<p><u>（企業職員給与条例の適用除外等）</u></p> <p>第7条 <u>香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u>（昭和43年香川県条例第4号。以下「<u>企業職員給与条例</u>」という。）第3条から第6条まで、第6条の3、第9条から第11条まで及び第14条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付企業職員に対する<u>企業職員給与条例</u>第2条第3項及び第12条の2の規定の適用については、<u>企業職員給与条例</u>第2条第3項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、<u>企業職員給与条例</u>第12条の2中「職員で」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員で」とする。</p>

（香川県個人情報保護条例の一部改正）

第8条 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、<u>内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者</u>をいう。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会<u>及び内水面漁場管理委員会</u>をいう。</p> <p>3～6 略</p>

<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第4条の規定による改正前の香川県情報公開条例又は第8条の規定による改正前の香川県個人情報保護条例（以下「改正前の条例」と総称する。）の規定により実施機関がした処分その他の行為で、施行日以後において第4条の規定による改正後の香川県情報公開条例又は第8条の規定による改正後の香川県個人情報保護条例（以下「改正後の条例」と総称する。）の相当規定により病院事業の管理者が行うこととなるものについては、改正後の条例の規定により病院事業の管理者がした処分その他の行為とみなす。</p> <p>3 施行日前に改正前の条例の規定により実施機関に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後において病院事業の管理者が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の条例の相当規定により病院事業の管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。</p> <p>（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>4 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>10 略</p> <p>(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）第</p>	<p>附 則</p> <p>10 附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第14号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第55号）第</p>

10条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項

(2)・(3) 略

10条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第18条第2項、第19条第2項
、第20条第2項及び第21条第2項

(2)・(3) 略